

令和3年度 市民税・県民税申告の手引き②

収入金額・・・前年中に収入すべき権利の確定した金額、事業収入においては金銭による収入だけでなく、物又は権利等を取得する時における価額や経済的利益を享受する時における価額も含まれます。

※給与・公的年金等においては源泉徴収票記載の「支払金額」（所得税などが引かれる前の金額です。）

必要経費・・・前年中に収入を得るために直接要した費用の金額

所得金額・・・収入金額から必要経費を差し引いた金額

総所得金額等…申告書②の金額（※分離課税申告がない場合）…「損失の繰越控除後」の総所得金額、株式等の譲渡所得金額等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除く）の合計額

合計所得金額…上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたもの

【1 収入金額等（ア～シ欄）、2 所得金額（①～⑩欄）】

種 類		収入金額等		所得金額																									
事 業	営業等	ア	建設業、製造業、金融・保険業、不動産業、飲食店、サービス業、外交員、大工など、個人事業による収入	①	【収入金額－必要経費】 【収支内訳書を作成し計算】 (申告書裏面7も記入)																								
	農 業	イ	米、麦、野菜、花、果樹等の栽培・生産、農家が兼営する家畜等の飼育などによる収入	②																									
不 動 産	ウ	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート等の収入 (田を預けている場合はこちら)	③																										
利 子	エ	公社債及び預貯金の利子等 (所得税源泉分離課税の対象を除く。)	④	④	【利子所得 = 収入金額】																								
配 当	オ	株式の配当、投資信託の収益分配、剰余金の分配等の収入	⑤	⑤	【収入金額－株式等の元本の取得に要した負債の利子】(申告書裏面8も記入)																								
給 与 力	カ		給与、事業専従者給与、賃金、賞与、歳費等 (源泉徴収票のない方は申告書裏面6も記入)	⑥	【下記の計算式より算出した所得金額（1円未満切捨て）－ 所得金額調整控除①、②】																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額 A</th> <th>計 算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 550,999 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>551,000 円 ～ 1,618,999 円</td> <td>A－550,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000 円 ～ 1,619,999 円</td> <td>1,069,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000 円 ～ 1,621,999 円</td> <td>1,070,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000 円 ～ 1,623,999 円</td> <td>1,072,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000 円 ～ 1,627,999 円</td> <td>1,074,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000 円 ～ 1,799,999 円</td> <td>A÷4(千円未満端数切捨て)×2.4 +100,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000 円 ～ 3,599,999 円</td> <td>A÷4(千円未満端数切捨て)×2.8 - 80,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000 円 ～ 6,599,999 円</td> <td>A÷4(千円未満端数切捨て)×3.2 - 440,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 円 ～ 8,499,999 円</td> <td>A×0.9-1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000 円 ～</td> <td>A-1,950,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額 A	計 算 式	～ 550,999 円	0 円	551,000 円 ～ 1,618,999 円	A－550,000 円	1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A÷4(千円未満端数切捨て)×2.4 +100,000 円	1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	A÷4(千円未満端数切捨て)×2.8 - 80,000 円	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	A÷4(千円未満端数切捨て)×3.2 - 440,000 円	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A×0.9-1,100,000 円	8,500,000 円 ～	A-1,950,000 円		
			給与等の収入金額 A	計 算 式																									
			～ 550,999 円	0 円																									
			551,000 円 ～ 1,618,999 円	A－550,000 円																									
			1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円																									
			1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円																									
			1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円																									
			1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円																									
			1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A÷4(千円未満端数切捨て)×2.4 +100,000 円																									
			1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	A÷4(千円未満端数切捨て)×2.8 - 80,000 円																									
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	A÷4(千円未満端数切捨て)×3.2 - 440,000 円																												
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A×0.9-1,100,000 円																												
8,500,000 円 ～	A-1,950,000 円																												
【所得金額調整控除①】（給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある方）																													
給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。																													
<p>《控除額》 = 給与所得（10万円を超える場合は10万円） + 公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）－10万円</p>																													

雑	公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、企業年金等の公的年金収入 ※遺族年金、障害者年金は非課税所得	⑦	【下記の計算式より算出（1円未満切捨て）】																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公的年金等の 収入金額 B</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超～ 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満 昭和31年 1月2日 以後生まれ</td> <td>130万円以下</td> <td>B-600,000円 (収入額が60万円以下のときは所得額0円)</td> <td>B-500,000円 (収入額が50万円以下のときは所得額0円)</td> <td>B-400,000円 (収入額が40万円以下のときは所得額0円)</td> </tr> <tr> <td>130万円超～ 410万円以下</td> <td>B×0.75 -275,000円</td> <td>B×0.75 -175,000円</td> <td>B×0.75 -75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～ 770万円以下</td> <td>B×0.85 -685,000円</td> <td>B×0.85 -585,000円</td> <td>B×0.85 -485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超～ 1,000万円以下</td> <td>B×0.95 -1,455,000円</td> <td>B×0.95 -1,355,000円</td> <td>B×0.95 -1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>B-1,955,000円</td> <td>B-1,855,000円</td> <td>B-1,755,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上 昭和31年 1月1日 以前生まれ</td> <td>330万円以下</td> <td>B-1,100,000円 (収入額が110万円以下のときは所得額0円)</td> <td>B-1,000,000円 (収入額が100万円以下のときは所得額0円)</td> <td>B-900,000円 (収入額が90万円以下のときは所得額0円)</td> </tr> <tr> <td>330万円超～ 410万円以下</td> <td>B×0.75 -275,000円</td> <td>B×0.75 -175,000円</td> <td>B×0.75 -75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～ 770万円以下</td> <td>B×0.85 -685,000円</td> <td>B×0.85 -585,000円</td> <td>B×0.85 -485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超～ 1,000万円以下</td> <td>B×0.95 -1,455,000円</td> <td>B×0.95 -1,355,000円</td> <td>B×0.95 -1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>B-1,955,000円</td> <td>B-1,855,000円</td> <td>B-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の 収入金額 B	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超～	65歳未満 昭和31年 1月2日 以後生まれ	130万円以下	B-600,000円 (収入額が60万円以下のときは所得額0円)	B-500,000円 (収入額が50万円以下のときは所得額0円)	B-400,000円 (収入額が40万円以下のときは所得額0円)	130万円超～ 410万円以下	B×0.75 -275,000円	B×0.75 -175,000円	B×0.75 -75,000円	410万円超～ 770万円以下	B×0.85 -685,000円	B×0.85 -585,000円	B×0.85 -485,000円	770万円超～ 1,000万円以下	B×0.95 -1,455,000円	B×0.95 -1,355,000円	B×0.95 -1,255,000円	1,000万円超	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円	65歳以上 昭和31年 1月1日 以前生まれ	330万円以下	B-1,100,000円 (収入額が110万円以下のときは所得額0円)	B-1,000,000円 (収入額が100万円以下のときは所得額0円)	B-900,000円 (収入額が90万円以下のときは所得額0円)	330万円超～ 410万円以下	B×0.75 -275,000円	B×0.75 -175,000円	B×0.75 -75,000円	410万円超～ 770万円以下	B×0.85 -685,000円	B×0.85 -585,000円	B×0.85 -485,000円	770万円超～ 1,000万円以下	B×0.95 -1,455,000円	B×0.95 -1,355,000円	B×0.95 -1,255,000円	1,000万円超
	公的年金等の 収入金額 B	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																
		1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超～																																														
65歳未満 昭和31年 1月2日 以後生まれ	130万円以下	B-600,000円 (収入額が60万円以下のときは所得額0円)	B-500,000円 (収入額が50万円以下のときは所得額0円)	B-400,000円 (収入額が40万円以下のときは所得額0円)																																														
	130万円超～ 410万円以下	B×0.75 -275,000円	B×0.75 -175,000円	B×0.75 -75,000円																																														
	410万円超～ 770万円以下	B×0.85 -685,000円	B×0.85 -585,000円	B×0.85 -485,000円																																														
	770万円超～ 1,000万円以下	B×0.95 -1,455,000円	B×0.95 -1,355,000円	B×0.95 -1,255,000円																																														
	1,000万円超	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円																																														
65歳以上 昭和31年 1月1日 以前生まれ	330万円以下	B-1,100,000円 (収入額が110万円以下のときは所得額0円)	B-1,000,000円 (収入額が100万円以下のときは所得額0円)	B-900,000円 (収入額が90万円以下のときは所得額0円)																																														
	330万円超～ 410万円以下	B×0.75 -275,000円	B×0.75 -175,000円	B×0.75 -75,000円																																														
	410万円超～ 770万円以下	B×0.85 -685,000円	B×0.85 -585,000円	B×0.85 -485,000円																																														
	770万円超～ 1,000万円以下	B×0.95 -1,455,000円	B×0.95 -1,355,000円	B×0.95 -1,255,000円																																														
	1,000万円超	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円																																														
業務	ク	(副業に係る収入) ネットオークションなどを利用した個人取引、 食料品の配達、原稿料、講演料、 シルバー人材センターの配分金等の収入など	⑧	【収入金額-必要経費】 (申告書裏面9も記入)																																														
その他	ケ	(他の所得に当てはまらない所得) 生命保険契約等に基づく年金(個人年金)など	⑨																																															
総合譲渡	短期	コ	保有期間が5年以下の資産の譲渡収入 (車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など)	⑩	【収入金額-取得費-譲渡費用-50万円】 (申告書裏面10も記入)																																													
	長期	サ	保有期間が5年超過の資産の譲渡収入 (車両、機械、営業権、ゴルフ会員権など)		【(収入金額-取得費-譲渡費用 -50万円)×0.5】 ※特別控除の50万円は、短期分から先に控除し、 余りを長期分で控除する。 (申告書裏面10も記入)																																													
	一時	シ	臨時・偶発的なもので一時的な収入 生命保険契約等の満期金や解約返戻金、 懸賞当選金品、競輪・競馬の払戻金など		【(収入金額-必要経費-50万円)×0.5】 (申告書裏面10も記入)																																													

【所得金額調整控除②】(給与等の収入金額が850万円を超え条件に該当する場合) (裏面16を記入)

給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ・ 本人が特別障がい者に該当する
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・ 特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

《控除額》 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

所得控除について裏面へ⇒

所得控除の種類【3、4 所得から差し引かれる金額《控除額》(⑬～⑳欄)】※所得税の所得控除と控除額が異なります。

⑬	社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等の掛金を支払った場合		《控除額》 支払額の全額																			
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済の掛金及び個人型確定拠出年金の掛金などを支払った場合		《控除額》 支払額の全額																			
⑮	生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払があった場合、下記の表から控除額を計算する。 (控除限度額：一般生命、介護医療、個人年金それぞれで計算し、全体合計 70,000 円まで)		(1円未満切上げ)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>《控除額》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約 (平成23年 12月31日以前)</td> <td>15,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>保険料×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>保険料×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新契約 (平成24年 1月1日以後)</td> <td>12,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>保険料×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>保険料×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支払保険料		《控除額》	旧契約 (平成23年 12月31日以前)	15,000円以下	保険料の全額	15,001円～40,000円	保険料×0.5+7,500円	40,001円～70,000円	保険料×0.25+17,500円	70,001円以上	一律35,000円	新契約 (平成24年 1月1日以後)	12,000円以下	保険料の全額	12,001円～32,000円	保険料×0.5+6,000円	32,001円～56,000円	保険料×0.25+14,000円	56,001円以上	一律28,000円
	支払保険料	《控除額》																					
旧契約 (平成23年 12月31日以前)	15,000円以下	保険料の全額																					
	15,001円～40,000円	保険料×0.5+7,500円																					
	40,001円～70,000円	保険料×0.25+17,500円																					
	70,001円以上	一律35,000円																					
新契約 (平成24年 1月1日以後)	12,000円以下	保険料の全額																					
	12,001円～32,000円	保険料×0.5+6,000円																					
	32,001円～56,000円	保険料×0.25+14,000円																					
	56,001円以上	一律28,000円																					
⑯	地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料の支払があった場合、下記の表から控除額を計算する。 (控除限度額：全体合計 25,000 円まで)		(1円未満切上げ)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>《控除額》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支払保険料		《控除額》	地震保険	50,000円以下	保険料×0.5	50,001円以上	25,000円	旧長期損害保険	5,000円以下	保険料の全額	5,001円～15,000円	保険料×0.5+2,500円	15,001円以上	10,000円						
	支払保険料	《控除額》																					
地震保険	50,000円以下	保険料×0.5																					
	50,001円以上	25,000円																					
旧長期損害保険	5,000円以下	保険料の全額																					
	5,001円～15,000円	保険料×0.5+2,500円																					
	15,001円以上	10,000円																					
⑰	ひとり親控除	ひとり親控除	①婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の者に扶養親族とされている方は除く)を有する単身者	②前年の合計所得金額が500万円以下	《控除額》 30万円																		
⑱	寡婦控除	寡婦控除	①上記のひとり親に該当しない方で、夫と死別した後婚姻していない、又は夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族を有する方	③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	《控除額》 26万円																		
⑲	勤労学生控除	給与所得を有する学生又は生徒のうち、合計所得金額が75万円以下で、かつその合計所得金額のうち勤労によらない所得が10万円以下の方		《控除額》 26万円																			
⑳	障害者控除	あなたや、あなたが扶養している配偶者(同一生計配偶者)や親族が障害者であった場合																					
普通障害		各種障害者手帳等の発行を受けている方		《控除額》 26万円																			
特別障害		身体障害者手帳に1級又は2級と記載されている方、精神障害者手帳に1級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方		《控除額》 30万円																			
同居特別障害		特別障害者である配偶者(同一生計配偶者)や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方		《控除額》 53万円																			
㉑	配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつあなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合(他の者の扶養親族、事業専従者は除く。)																					
配偶者の合計所得金額が 48万円以下		あなたの合計所得金額																					
配偶者の年齢		70才未満	900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超～																	
		70才以上	33万円	22万円	11万円	0円																	
		※同一生計配偶者には該当します。																					

22	配偶者特別控除	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつあなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合（他の者の扶養親族、事業専従者は除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額が 48万円を超え133万円以下</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～ 950万円以下</th> <th>950万円超～ 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">配偶者の 合計所得 金額</td> <td>48万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の合計所得金額が 48万円を超え133万円以下	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	配偶者の 合計所得 金額	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
	配偶者の合計所得金額が 48万円を超え133万円以下	あなたの合計所得金額																																									
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下																																							
配偶者の 合計所得 金額	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																							
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																							
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																							
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																							
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																							
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																							
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																							
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																							
23	扶養控除	<p>合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者以外の親族等がいる方 （他の者の扶養親族、事業専従者は除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象要件（令和2年12月31日現在）</th> <th>《控除額》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少扶養</td> <td>16歳未満（生年月日：平成17年1月2日以降） （各種行政サービスを受ける際に申告が必要となります。）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養</td> <td>16歳以上19歳未満（生年月日：平成14年1月2日～平成17年1月1日） 23歳以上70歳未満（生年月日：昭和26年1月2日～平成10年1月1日）</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳以上23歳未満（生年月日：平成10年1月2日～平成14年1月1日）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>70歳以上（生年月日：昭和26年1月1日以前）</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>70歳以上（生年月日：昭和26年1月1日以前）の、あなた又はあなたの配偶者の 父母、祖父母であなたと同居を常としている方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 別居している扶養親族がいる場合は、申告書裏面12も記入してください。</p>		対象要件（令和2年12月31日現在）	《控除額》	年少扶養	16歳未満（生年月日：平成17年1月2日以降） （各種行政サービスを受ける際に申告が必要となります。）	0円	一般扶養	16歳以上19歳未満（生年月日：平成14年1月2日～平成17年1月1日） 23歳以上70歳未満（生年月日：昭和26年1月2日～平成10年1月1日）	33万円	特定扶養	19歳以上23歳未満（生年月日：平成10年1月2日～平成14年1月1日）	45万円	老人扶養	70歳以上（生年月日：昭和26年1月1日以前）	38万円	同居老親等	70歳以上（生年月日：昭和26年1月1日以前）の、あなた又はあなたの配偶者の 父母、祖父母であなたと同居を常としている方	45万円																							
	対象要件（令和2年12月31日現在）	《控除額》																																									
年少扶養	16歳未満（生年月日：平成17年1月2日以降） （各種行政サービスを受ける際に申告が必要となります。）	0円																																									
一般扶養	16歳以上19歳未満（生年月日：平成14年1月2日～平成17年1月1日） 23歳以上70歳未満（生年月日：昭和26年1月2日～平成10年1月1日）	33万円																																									
特定扶養	19歳以上23歳未満（生年月日：平成10年1月2日～平成14年1月1日）	45万円																																									
老人扶養	70歳以上（生年月日：昭和26年1月1日以前）	38万円																																									
同居老親等	70歳以上（生年月日：昭和26年1月1日以前）の、あなた又はあなたの配偶者の 父母、祖父母であなたと同居を常としている方	45万円																																									
24	基礎控除	<p>あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記のとおり適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>《控除額》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超～</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	《控除額》	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超～	適用なし																															
あなたの合計所得金額	《控除額》																																										
2,400万円以下	43万円																																										
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																										
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																										
2,500万円超～	適用なし																																										
26	雑損控除	<p>あなたやあなたの扶養親族等が災害、盗難、横領により住宅や家財などが損害を受けた場合</p> <p>《控除額》 次のいずれか多い方の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【(損害金額＋災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の合計額×10%】 ・【災害関連支出の金額－5万円】 																																									
27	医療費控除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合</p> <p>※医療費控除の明細書を作成し、添付が必要となります。</p> <p>《医療費控除額》 ＝【(支払った医療費)－(保険金等で補てんされる金額) －(10万円、または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)】(控除限度額 200万円まで)</p> <hr/> <p>(医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」) 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、特定医薬品の購入額が12,000円を超える場合の控除 (詳細は国税庁ホームページをご確認ください。) 上記の医療費控除といずれか一方を選択し適用します。</p> <p>《セルフメディケーション税制控除額》＝【特定医薬品の年間購入費用－12,000円】(控除限度額 8万8千円まで)</p>																																									

【5 給与所得者の給与・公的年金等にかかる所得以外の所得に対する市・県民税の納付方法について】

(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)

- ①給与から差し引かれることを希望する方は「 給与から差引き（特別徴収）」に、印を記入してください。
- ②自分で納付することを希望する方は「 自分で納付（普通徴収）」に印を記入してください。